

条例の点検・見直しシート

| | | 作成年月日 | 平成24年6月29日 | | |
|----------|--|--------------------------------|--|---------------|-------|
| 条例の題名 | 三重県消費者行政活性化基金条例 | | 公布日 | 平成21年3月6日 | |
| 条例番号 | 平成21年三重県条例第3号 | | 直近改正日 | 平成23年2月23日 | |
| 所管部局課 | 環境生活部交通安全・消費生活課 | | 電話番号 | 059-224-2400 | |
| 条例の概要 | 地方自治法第241条第8項の規定に基づき、三重県消費者行政活性化基金条例の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものである。 | | | 条例の種類 | 財産管理型 |
| 視点 | 項目 | 回答 | 検討内容 | | |
| 必要性 | 条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。 | はい | 本基金は、消費生活相談窓口の機能強化等を図るために設けられたものであり、現在においても必要な基金である。基金の設置及び管理等については、地方自治法第241条第8項の規定に基づき、条例で定める必要があり、現在においても妥当性を有する。 | | |
| | 条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。 | はい | | | |
| | 条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。 | はい | 消費生活相談窓口の機能強化等を図るための事業を基金創設以来毎年度実施してきている。 | | |
| | 規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。 | 該当なし | | | |
| | 条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。 | はい | 基金の設置及び管理等については、地方自治法第241条第8項の規定に基づき、条例で定める必要がある。 | | |
| 適法性 | 根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。 | はい | 地方自治法第241条第8項 | | |
| | 憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。 | はい | | | |
| | 条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。 | はい | | | |
| 有効性 | 条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。 | はい | | | |
| | 条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。 | はい | 県民カビジョンにおいて、「消費生活の安全の確保」が施策に掲げられており、整合している。 | | |
| | 条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。 | はい | | | |
| | 条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。 | はい | | | |
| 効率性 | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。 | はい | | | |
| | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。 | はい | | | |
| | 関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。 | はい | | | |
| 公平性 | 条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。 | はい | 県民生活の安定及び向上を図るとするセンターの目的は、全ての県民に効果を及ぼすものであり、効果及びコストの配分は適正である。 | | |
| | 条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。 | はい | | | |
| | 条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。 | はい | | | |
| その他 | 条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。 | 該当なし | | | |
| | 市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。 | はい | 意見は受けていない | | |
| 点検・見直し結果 | 理由 | 特記事項 | 見直しに関する規定の有無 | 有効期限に関する規定の有無 | |
| | | | 無 | 有 | |
| | 改正・廃止の必要はない | 現在の規定は、要件をいずれも満たし、改正の必要がないと考える | | | |